民年金のお知らせ

ご不明な点や手続きの 詳細については、お問 い合わせください。

問合先

免除等 市役所医療年金課年金担当 (圓31-4532)

| 年金の予約相談 | 日本年金機構 予約受付専用電話 (回0570-05-4890)

年金相談に関する一般的なお問い合わせ 日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル (囮0570-05-1165)

※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。)



21 (令和3) 年度国民年金保険料について

21(令和3)年度の国民年金保険料は1カ月1万6.610円です。

4月上旬より、21(令和3)年度の国民年金保険料納付書(21(令和 3) 年4月分から22(令和4)年3月分まで)が日本年金機構から順次 送付されます。

納付書が届きましたら、納付期限までに金融機関またはコンビニエン スストア・電子納付で納付してください。

また、保険料を前納することで割引が適用されるのでお得です。納付 方法によって割引額が異なりますので、詳しくは市役所または年金事務 所へご相談ください。

保険料の免除・納付猶予申請について

所得が少ない、失業等の経済的理由で国民年金保険料を納めるのが困 難な場合、申請により承認されると保険料が免除・納付猶予となります。 所得基準等の条件がありますので、申請をご希望の方は市役所または 年金事務所へご相談ください。

※連帯納付義務者(配偶者・世帯主)の所得も審査の対象となります。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難 となった場合の臨時特例免除申請も可能です。臨時特例期間は20(令 和2)年2月分から21(令和3)年6月分までとなっています。

21(令和3)年度の学生納付特例申請の受付開始について

4月1日休から21(令和3)年度学生納付特例申請の受け付けを開始 します。

■制度内容

申請により学生の方の保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置した場合、万一、病気やけがで障がいが残っ たときに、障害年金が受け取れなくなる可能性がありますので、保険料 を納められないときは学生納付特例を申請してください。

学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受け取る年金の受給資格期 間に含まれますが、年金額には反映されません。

※10年以内であれば保険料の追納(後払い)をすることができ、将来の 年金額を増やすことができます。古い期間から順に納付が可能で、3 年度目以降の保険料を追納する場合は、一定の加算額が加わります。

■申請対象期間

学生納付特例での「年度」とは、4月から翌年3月までです。

21(令和3)年度分は21(令和3)年4月分から22(令和4)年3月分 までが申請対象期間となっています。

過去期間は、申請受理日から2年1カ月前まで申請することができます。 ※過去期間について、すでに保険料が納付済みの期間は対象外となります。

【必要なもの】

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)および年金手帳な ど基礎年金番号のわかるもの、学生証 (写しでも可) または在学証明書 (原 本)、失業等を理由とするときは、離職書類(「雇用保険被保険者離職票」 や共済加入の方は「組合員資格喪失証明書」など)

※学生証の写しを添付する場合、裏面に有効期限等の記載があるものにつ いては、両面の写しが必要となります。

【手続き先】

住民票のある市区町村役場または年金事務所

【翌年度以降の申請】

学生納付特例の申請は毎年度必要です。初回申請時に確認した在学予定 期間中に限り、日本年金機構より申請はがきが4月に自動送付されます。

申請はがきが届きましたら、必要事項を記載の上、日本年金機構へ提出 してください(切手不要)。

※初回申請が1月以降の場合は自動送付されませんので、住民票のある市 区町村役場または年金事務所での申請手続きが必要です。

障害基礎年金の相談をされる場合は予約をお願いします

障害基礎年金の相談・請求手続きの際は、予約相談をご利用ください。 ご予約いただくと、待たずにスムーズに相談・請求手続きができます。

予約の申し込み 市役所医療年金課年金担当 (回31-4532)

予約相談の時間帯 午前8時50分~午後4時

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

- ※予約相談希望日の1カ月前から受け付けしています。
- ※予約していなくても相談はできますが、予約していた方が優 先となりますので、待ち時間が生じる場合があります。

